

## 第7章 その他

なお、健康増進法及び介護保険法で実施している、がん検診及び介護保険生活機能評価については、国民健康保険加入者に対しては、同時に実施することとする。

また、伊達市国民健康保険以外の被用者保険被扶養者等の特定健康診査、特定保健指導については、今後の国民健康保険事業の実施状況を加味して対応を図ることとする。